

3 社会的養護自立支援の推進に向けた取組について

<国の方針・方向性>

社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業を実施していない都道府県において、事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）を策定すること。

自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。

<現状の取組>

(1) 社会的養護自立支援事業の実施

平成 28 年の児童福祉法の改正を踏まえ、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則 22 歳の年度末まで、引き続き必要な支援を実施することを目的として、社会的養護自立支援事業が創設された。

これを踏まえ、現在、下記取組を実施している。

取組	概要
社会的養護自立支援業務	社会福祉法人へ業務委託により実施している。支援コーディネーター、生活相談担当職員、就労相談支援担当職員を配置し、継続的な支援の計画、生活相談、就労相談等を実施している。ソーシャルスキルトレーニングでは、「ビジネスマナー」・「話し方」等、生活を始める上で必要な知識、生活技能等を修得するための支援を実施している。また、自助グループ活動の育成支援、企業開拓等も実施している。
堺市社会的養護自立支援事業費補助金	児童養護施設等への入所措置を受けていた者で、18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のために特に支援の必要性が高い者に対して、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、安定的な住まいの確保等、必要な支援（居住費・生活費）を実施している。

(2) 児童養護施設等におけるリービングケア・アフターケアの取組の推進

取組	概要
さかいアフターケアセンター事業	<p>堺市の施設を退所した児童が堺市で就職し、その後も定着できるように、関係機関と連携しながら地域に根差した支援を児童家庭支援センターが実施している。</p> <p>施設退所者の半数近くが、就労や生活について漠然とした不安を感じていることから、施設退所後の児童に対する生活相談、就労支援、アフターケアサロンを実施している。施設退所者と関わりを持つためにも、施設入所中から、お仕事セミナー・職場体験・その他講座等を開催する中で、顔の見える関係性を作るように努めている。</p> <p>困ったときの相談相手として、施設職員・里親を挙げている者が48.4%と最も多く、また、施設・里親以外に相談しているところはないとの回答が42%と最も多かったことから、児童家庭支援センターを知ってもらうための「アフターケアだより」の発行、施設・里親へは、自立生活に係る資源や情報の提供を行っている。</p>
身元保証人確保対策事業	児童等の自立を支援する観点から、児童養護施設等の施設長等が身元保証人となった場合の損害賠償保険料を負担している。
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 (大阪府実施事業)	児童養護施設等の退所者等のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援している。

(3) 今後の取組

平成28年の児童福祉法の改正を踏まえ、就学者自立生活援助事業は、大学等に就学中であつて、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であったものに限る。）に対し、児童自立生活援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的に創設された。これを踏まえ、実施予定時期・実施メニューを検討していく。